24年度

下水道事業特別会計予算が成立、一般会計暫定予算が延長されました

６月21日に開催された第２回市議会定例会において、暫定予算を執行していた下水道事業特別会計は年間予算が成立しましたが、一般会計予算案は否決となりました。

そのため、６月26日・27日の２日間開催された第２回市議会臨時会に一般会計暫定予算の補正予算案を提出し、可決されました。この結果、９月までを期間として引き続き暫定予算を執行することとなりました。

なお、一般会計の年間予算案は、９月に開催される第３回市議会定例会に再度提出する予定です。

詳しくは財政課☎470・7706へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は子育て支援課（市役所２階）に申請をしてください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親か母親、または養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害をもつ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上遺棄されている児童⑥父または母が配偶者の申し立てにより保護命令を受けた児童⑦父または母が1年以上拘禁されている児童⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

※父親・母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるときのほか、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親または養育者

①知的障害（愛の手帳1～3度程度）がある児童②身体障害（身体障害者手帳1～3級程度）がある児童③前記①②と同程度の疾病、身体または精神の障害がある児童

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受給している方は、受給資格の確認のために現況届の提出が必要です。提出がない場合、12月期支払い分からの手当が支給できない場合がありますので、ご注意ください。認定されている方には現況届のお知らせを郵送しますので、同課へ提出してください。

なお、児童扶養手当については、手当の支給開始から5年などが経過した方のみに対して6月中旬にお送りした「一部支給停止適用除外事由届出書」も、現況届と一緒に提出してください。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日（水）～18日（土）。受付時間は土曜・日曜日を除く、午前8時半～午後5時。ただし、8月16日（木）・17日（金）は夜間窓口を午後8時まで、18日（土）は休日窓口を午前9時～午後4時の間で開設します。ぜひご利用ください

【ご注意】市民税・都民税未申告の方は所得確認ができないため、更新ができません。課税課（市役所2階）で申告を済ませた上で、現況届を提出してください

児童扶養手当を振り込みます

4月～7月分の児童扶養手当を8月13日（月）に指定預金口座へ振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額が改定されました

児童一人当たりの児童扶養手当・特別児童扶養手当額が８月期支払い分から改定されました。

【児童扶養手当】

全部支給＝４万1,550円→４万1,430円

一部支給＝9,810円～４万1,540円→9,780円～４万1,420円

※多子加算については変更ありません。

【特別児童扶養手当】

１級＝５万550円→５万400円

２級＝３万3,670円→３万3,570円

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

心身障害者福祉手当・特別障害者福祉手当など所得制限額が据え置かれます

心身障害者福祉手当などの所得制限限度額は、左表の通り8月以降も据え置かれます。

【所得制限額】本人所得が360万4000円。扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算します（左上表参照）

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき10万円、特定扶養親族がある場合は、1人につき25万円を加算します。

障害者手当等所得制限限度額表　（単位：千円）

所得の区分 ＼ 扶養親族などの数（人）		0	1	2	3	4	5
本人	所得	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養義務者など	所得	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当

現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給していない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課（市役所1階）へ申請が必要です。申請がない場合は受給することができませんので、ご注意ください。また、施設に入所した方は同課へ届け出てください。

【対象】①心身障害者福祉手当＝市内に住所がある20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1～3度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、65歳を超えて障害者となった方と施設に入所している方は受給できません②**障害者福祉手当**＝市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1～4級の方▽愛の手帳1～4度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害手当・心身障害者福祉手当・難病者福祉手当との併給はできません。また、施設に入所している方と65歳以上の方で介護保険サービスを利用している方は受給できません

特別障害者手当・障害児福祉手当

この手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届け出る必要があります。この届け出がないと、今年の11月期分からの手当が支給できませんので、ご注意ください。受給している方には現況届を送付しますので、8月1日（水）～31日（金）に障害福祉課（市役所1階）へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当＝20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。おおむね、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方②**障害児福祉手当**＝20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、常に介護を必要とする方。おおむね、身体障害者手帳1級程度または愛の手帳1度程度の在宅の方

※該当すると思われる方は同課へ申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

聴覚障害者用情報支援機器などを設置しました

市では公共機関の情報支援の充実を図ることを目的として、聴覚障害者用の助聴器や簡易筆談器を障害福祉課、福祉総務課、介護福祉課、保険年金課、市民課、総合案内窓口（いずれも市役所１階）、課税課、納税課（いずれも同２階）、健康課（わくわく健康プラザ）、さいわい福祉センターに設置しました。

また、市役所１階の身体障害者用トイレにストマ装具等洗浄装置を設置しました。

ご利用ください。

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

国民健康保険限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

①70歳～74歳の被保険者で市民税非課税世帯の方

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

この「認定証」を保険医療機関などに提示することにより、保険診療における支払いの自己負担限度額と入院時に支払う食事代などが減額されます。

②70歳未満の被保険者の方が高額な保険診療の支払いをする場合

申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

この「認定証」を保険医療機関などに提示することにより、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は入院時の食事代が減額されます。

なお、前記①②の「認定証」は、収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に限度額を判定することになります。

長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方は、さらに食事代などが減額される場合があります。該当する方は手続きの際に入院日数を確認できる領収証を持参してください。

【手続き方法】被保険者証、認め印を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください

※申請月の初日から認定を受けることができます。23年度の認定証は7月31日が有効期限となっていますので、継続して認定証を必要とする方は8月31日（金）までに、必ず手続きをしてください。

詳しくは同係☎470・7732へ。

国民年金だより

付加年金をご存じですか

国民年金には、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。定額保険料（24年度は1万4980円）に400円の付加保険料を加えて納付すると、受給額は「200円×付加保険料納付月数」として計算されます。

例えば、付加保険料を10カ月納付すると、「200円×10カ月＝2000円（年額）」が付加年金として加算されます。付加年金の納付は、申し込みをした月分からとなります。

付加年金は国民年金第1号被保険者（保険料の免除を受けている方、および国民年金基金加入者を除く）の方のみ申し込みができます。付加年金のみの納付はできません。付加年金は、納付期限（対象月の翌月末日）内に納付しないと、付加保険料の納付を辞退したものとみなされます。

その後も付加年金の納付を希望する場合は、改めて付加保険料納付の申し出をする必要があります。なお、納付期限後に支払った付加保険料は払い戻しになりますので、ご注意ください。

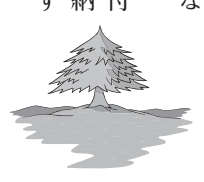

付加年金を希望する方は、市保険年金課（市役所1階）で手続きをしてください。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411または市保険年金課☎470・7732へ。